

# 第 8 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 4 月 15 日（金）

午前 9 時 30 分

会 場：401 会議室

## 【審議事項】

### 1 平成 23 年度補正予算編成方針等について（総務部財政課）

東北地方太平洋沖地震によるライフラインや公共施設等の被害は甚大であり、災害復興事業には膨大な費用が見込まれる。

このことから、平成 23 年度予算については、災害復興を最優先に取り組むこととし、今後の補正予算編成等に係る方針を策定し、これに基づき補正予算編成及び予算執行を行う。

#### (1) 主な内容

##### ア 平成 23 年度補正予算編成方針等

(ア) 災害復興に今後膨大な費用が見込まれることから、平成 23 年度予算については、災害復興を最優先にするとともに、当初予算については、補正予算において、必要な調整を行なう。

(イ) 予算の執行方針については、緊急度が高い災害復興事業を実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結、縮小すべき事業を抽出する。

(ウ) 石巻市行財政改革推進プランについては、基本的には実行に努めるものの、災害に伴いやむを得ない理由がある場合は、一時的に休止する。

(エ) リーディングプロジェクトを中心とした総合計画実施計画については、災害復興を最優先することから、原則凍結とし、国・県補助金の内示あった事業についても、今後策定する災害復興計画との整合性を図った上で実施する。

(オ) 財源の確保については、災害復興事業費が膨大になる一方、災害の影響による税収の落ち込み、人口減少に伴う地方交付税の減等財源不足が懸念されることから、今後制定が見込まれる財政支援に関する特別法や「当初予算の抜本の見直しによる一般財源の確保」、「災害ごみの処理等災害関連事業への国県補助制度の適用」などにより復興財源の確保を図る。

#### (2) 今後の予定

ア 専決予算裁定通知（ 〃 4 月中旬）

イ 6 月補正予算要求通知（ 〃 5 月中旬）

### 2 雄勝地区の保健衛生環境等の復興に向けた協力に関する協定の締結について（健康部健康推進課）

東北地方太平洋沖地震により壊滅的被害を受けた雄勝地区について、東北大学大学院医学系研究所より、衛生環境、健康維持に係る事業について協力する旨の申し出があったもの。

#### (1) 主な内容

ア 住民の生活環境、衛生状態及び健康状態等に関する調査の実施

イ アの調査結果に基づき、保健衛生の復興に向けた提言

ウ 対人保健サービス（健康相談、健康教育、運動指導、栄養指導、その他必要と思われる事項）の提供

エ 保健衛生行政全般に関する助言

## 【報告事項】

### 1 石巻市震災復興推進本部の設置について（復興対策室）

東北地方太平洋沖地震により未曾有の被害を受けた本市の復興に向けての基本方針を定め、復

旧・復興に向けた施策を内容とする復興基本計画を策定するため、石巻市震災復興推進本部を設置する。

(1) 主な内容

ア 設置目的

復興基本方針及び復興基本計画の策定

イ 本部組織

本部長…市長、副本部長…副市長、本部員…次のとおり

総務部長、企画部長、河北総合支所長、雄勝総合支所長、河南総合支所長、桃生総合支所長、北上総合支所長、牡鹿総合支所長、生活環境部長、保健部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長及び会計管理者

ウ 専門部会

部会長 … 本部長が指名

副部会長… 本部長が指名

部会員 … 担任する事項に関連する職員

その他 … 部会長が必要と認めたときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(2) 今後の予定

ア 震災復興推進本部の設置（4月中旬）

イ 震災復興基本計画専門の設置（5月）

ウ 震災復興基本計画の策定（平成23年12月予定）

2 「東北地方太平洋沖地震」発生に伴う指定管理施設の管理運営について（企画部行政改革課）

東北地方太平洋沖地震発生に伴い、平成23年4月以降の指定管理のあり方や管理運営に係る「東北地方太平洋沖地震発生に伴う指定管理施設の管理運営に関する基本方針」を定め、施設ごとの被害状況を踏まえた平成23年4月以降に関する対応方針を取りまとめた。

(1) 主な内容

ア 平成23年4月1日現在で指定管理者による管理を予定していた施設：122施設

内訳 指定管理料が生じる施設：34施設

指定管理料のない施設：88施設

イ 「東北地方太平洋沖地震」発生に伴う指定管理施設の管理運営に関する基本方針に基づく各施設所管部課の対応方針：別紙1

(ア) 指定管理者による管理を行う施設：80施設

内訳 指定管理料を支出する施設：18施設

指定管理料のない施設：62施設

(イ) 市長による管理を行う施設：42施設

内訳 全壊及び修繕が必要な施設：34施設

避難所として使用予定の施設：8施設

(2) 今後の予定

市長の管理とした施設及び指定を取消した施設については、石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第2項及び石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第9条第2項に基づき、必要な告示を行う。

3 市民税の申告の提出期限等の延長について（生活環境部税務課）

東北地方太平洋沖地震による被害者に対し、住民生活への配慮の観点から市民税の申告の提出期限等の延長を行う。

(1) 主な内容

市税の申告等の提出期限及び納期限を、当分の間、延長する旨を告示した。

ア 平成23年度分の各市税の納税通知書の発送が遅くなる。

イ 平成23年度分の各納税証明書の発行時期が遅くなる。

(2) 今後の予定

納期限を、当分の間延期するが、決まり次第期間について再度告示する。

#### 4 固定資産税の課税免除、不均一課税期間の延長について（生活環境部税務課）

過疎地域における自立促進、原子力発電施設等立地地域における振興、産業集積地域における企業立地の促進を図るため、指定区域内において新たにし進出した企業等が、一定条件を満たす償却資産、家屋、土地に対する固定資産税の課税免除、不均一課税の期間を延長するもの。

(1) 主な内容

指定区域内において、「石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例」、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例」及び「石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例」に基づく指定区域については、設備等の新設又は増設された施設等に係る固定資産税の課税免除や不均一課税の期間を、平成23年3月31日までの間としていたが、平成25年3月31日までと延長する。

(2) 施行年月日

石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例等の一部改正  
平成23年4月1日施行

#### 5 子宮頸がん等予防接種について（健康部健康推進課）

(1) 主な内容

接種を希望する者の接種機会を確保するとともに、経済的負担を軽減するため、高校1年生に相当する年齢の女性は、本年2月から3月のうちに1回目若しくは2回目の接種を受けたもの又は子宮頸がん予防ワクチンを接種することが適当でないとして医師に判断されたものについてのみ、高校2年生に相当する年度においても接種することができるとしていたものを16歳に相当する年齢の女性が4月以降に1回目の接種を実施した場合でも、公費負担により接種できることとする。

(2) 施行年月日

石巻市子宮頸がん等予防接種実施要綱の一部改正：平成23年3月9日施行

#### 6 妊婦健康診査における「性器クラミジア抗原検査」の助成について（健康部健康推進課）

(1) 主な内容

性器クラミジア感染検査もHTLV-1抗体検査と同様に1回目の任意項目の検査と位置づけ自己負担となっていたが、平成23年4月1日以降、検査費用を公費助成する。

ア 対象者

(ア) 平成23年4月1日以降、妊娠届けをし、母子手帳交付を受ける妊婦

(イ) 平成23年3月31日以前に妊婦健康診査助成券（母子手帳別冊）を交付した妊婦のうち、性器クラミジア抗体検査を受けていない妊婦

イ 交付方法

(ア) 平成23年4月1日以降の交付については、母子手帳交付(母子手帳別冊交付)時に妊婦健康診査助成券6回目に性器クラミジア感染検査の助成券を添付し交付する。

(イ) 平成23年3月31日以前に交付した妊婦については、個人通知により助成券を送付する。

なお、検査時期は原則として妊婦健診の6回目とするが、出産前まで受けられるものとする。

(2) 今後の予定

経過措置の対象者に対して個人通知（助成県送付）により、周知を図る。

## 7 離島急病患者輸送費補助制度について（健康部健康推進課）

(1) 主な内容

これまで、田代浜地区において急病により緊急に船舶を運行させた者に対して、その経費負担の10分の8を上限に補助金を交付してきた。

さらに、網小医院（網地島）においては、平成22年4月からは、入院病床を医療機関併設型小規模老人保健施設に転換したため、医師不在の際に重篤な急病患者が発生した場合など緊急に輸送するケースが生じることから、網地島地区を新たに補助対象とする。

(2) 施行年月日

石巻市田代浜地区急病患者輸送費補助金交付要綱の一部改正：平成23年4月1日施行

## 8 出産育児一時金の改正について（健康部保険年金課）

(1) 主な内容

出産育児一時金については、平成21年10月から本年3月末までの間、暫定的に39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は42万円）を支給してきたところであるが、これを平成23年4月から現行と同額の39万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合は42万円）に恒久化する。

(2) 施行年月日

石巻市国民健康保険条例の一部改正：平成23年4月1日施行

## 9 国民健康保険税課税限度額の引上げ及び納期変更について（健康部保険年金課）

地方税法施行令の一部を改正に伴い、本年4月1日から国民健康保険税の課税限度額が引き上げられたことに伴い、本市の国民健康保険税についても、所得階層別の負担の公平性を確保するため、地方税法施行令の改正と同様に改正する。

また、東北地方太平洋沖地震に伴い、普通徴収によって徴収する保険税の納期を変更する。

(1) 主な内容

ア 課税限度額の引き上げ

区 分	平成22年度の 課 税 限 度 額	⇒	平成23年度の 課 税 限 度 額
基礎課税分（医療分）	50万円		51万円
後期高齢者支援分	13万円		14万円
介護納付金分	10万円		12万円

イ 普通徴収の納期変更

特別の事情により、国民健康保険税条例に規定する納期により難いと認められるときは、同条例の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる規定を追加する。

(2) 施行年月日

石巻市国民健康保険税条例の一部改正：平成23年4月1日施行

以上